第4回 山口県本人確認情報保護審議会 概要

【司会】

(開催及び審議会成立の確認報告)

【宮田地域振興部次長】

開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

現在まで、本県における住基ネットシステムの運用につきましては、大きな事故もなく、順調に推移をしていると考えておりますけれども、本人確認情報の利用につきましては、これからまだまだ検討していく余地があると考えております。

本日は、システムの現況、施行状況でありますとか、今後の検討の方向性等につきまして御審議をいただくこととしておりますので、どうか忌憚のない御意見、御提言を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。よろしくお願いします。

【高村会長】

事務局から、ネットのシステムの施行状況、あるいは今後の取り組み等についての説明 を受けた後に、委員の皆様と意見交換をしたいと思います。

本審議会は、公開ということでやっておりますので、よろしくお願いします。 それでは、まず、資料の説明からお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

- ・今までの流れ(資料1頁) 住基ネットの第一時稼働・第二次稼働や、山口県本人確認情報保護審議会の開催状 況など
- ・山口県での稼働状況(資料4頁) 機器の故障や、市町村合併に伴う住基ネットの統合作業など
- ・住基カードの交付状況等(資料5頁) 県内市町村の住基カードの交付状況や、下関市における多目的利用サービスの開始 など
- ・セキュリティ確保対策(資料8頁) 監査法人による監査の実施状況や、研修会の開催状況など
- ・本人確認情報の利用状況(資料6頁) 都道府県において住基ネット(本人確認情報)を利用できる事務の種別や、住民基本台帳法別表第5の事務の利用状況など
- ・県条例による独自利用の検討 (「住基ネットの独自利用等の検討について」) 住民サービスの向上が期待できるものについては、出来る限り住基ネットを利用することを前提として、利用事務の検討を行いたいことなど

【高村会長】

今日のメインテーマは県条例による独自利用ということで、委員の皆さんから御意見を 伺いたいと考えます。

ではまず、私から。県条例による独自利用(以下「独自利用」)が始まると、事務量は増えますか。

【事務局】

独自利用を始めた場合、事務量が増えるものはありますが、逆に省力化できる部分等もあります。全体としては省力化に繋がると考えてます。

【高村会長】

島根県がこの2月議会に条例案を出したように、山口県も、独自利用のメリットを周知し、やってみようということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【松野委員】

独自利用を2つに分けていますね。

- 「() 申請手続に必要な住民票の添付にかえて住基ネットを利用」するという、申請者にとってのプラスなもの。
- 「()住民票の公用請求にかえて住基ネットを利用」するというもの。

他県の例(参考資料19頁)ではいるいろとありますね。例えば兵庫県の例ですが、これは全部、「住民票の添付にかえて」という、()ですか。

【事務局】

両方あります。資料の7頁にありますように、岐阜県と長崎県は、「()住民票の添付にかえて」のみだと、こちらでは分析しています。

【松野委員】

資料7頁の「()の数、()の数」ここですね。

【事務局】

はい。例えば宮城県が()が11件、()が3件となっています。

このうち、「()住民票の公用請求」については、参考資料の19頁の項目の6、7、 9の事務が該当し、その他の項目が「()の住民票の添付にかえて」というものです。

【松野委員】

この事務の項目数、例えば兵庫県の例でいうと、全体の事務の何割ぐらいですか。

いわゆる一般的な県とかで扱う事務や申請の何割ぐらいで、どれぐらい省力化できるのかというのがあれば。

【事務局】

事務をカウントする仕方がいろいろあることから、明確な事務数はいくらとは言えませんが、数%ぐらいだと思います。

【松野委員】

10分の1以下ぐらいですか。それとも、もっと低いとか。

【事務局】

全体の10分の1とかではなくて、数%かという程度かと。

【市町村課長】

この前、下関市が中核市になられたときに、1,100事務ぐらいを委譲しています。 下関市は、既に保健所を持っておられる市でしたから、既に600ぐらいの事務はうつっ ていました。このように、中核市移行だけで約1,100事務を県から市へ委譲している ぐらいです。

事務の数でいえば、30や40という事務の数は、県が行っている事務でいえば、ごく 一部です。

【松野委員】

今、独自利用を行っている県は、それ(1,100)以上の事務の中から選んで、でき そうなものを探してきてやったわけですか。ということは、山口県でも膨大な事務の中か ら選定する作業を行うということになりますか。

【事務局】

我々も、本来は、同じようにやっていくということにはなりますが、他県の事例もありますので、参考にしながら洗い出していくというようなことになると思います。

【松野委員】

8 県の事例で、どの県にもあるような事務の項目というのもありますか。オーバーラップがあまりないような気もしますが。

【事務局】

それはそうですね、各県で少しずつ違うようです。

【市町村課長】

開発行為の許可というのは、これは三重県もあるし、兵庫県もあります。

【事務局】

似たような事務で、各県が利用しているものもあります。今時点では、細かい分析までは行っておらず、これから検討していきたいと考えております。

【松野委員】

具体的に独自利用を行おうと思った場合、各課に適するような項目を上げてくださいといって、県庁の中でアナウンスしてやるというのが1つの方法だと思いますが、実際にやるとなると、大変ですか。

【事務局】

基本は、そういう形でやっていくということになります。

現実には、各課に「独自利用できそうな事務を挙げてください」と言っても、なかなか 戻ってこないというところはあるかと思います。

ですから、そういう作業は行うとしても、こちらの方(市町村課)から、こういう事務には使えると思いますがどうでしょうか、という話になるかと思います。

【市町村課長】

先進事例がたまたまありますので、この辺から検討をしていくことになろかと思います。 一番最初に取り組まれたところは、大変な作業になっています。

【濱本委員】

大きく2つある、独自利用の形態のうち、()の方が、県民が実際に利便性を感じる ものだと思います。

()の方は、県民にとっては、目に見えて便利になるということではないと思います。 ただ、事務量的には恐らく()の方が多いということと、各県の例を見ていても、税 などの賦課・徴収とかには、ほとんどで使ってると思います。

また()のような事務については、市町村から見ると、もっと住基ネットを使ってもらい、市町村の負担を軽くしていただきたいなというところです。県に情報があるものは、市町村の手を煩わさないようやっていただきたいなと思います。

【事務局】

今のお話にあったように、()は直接住民にとって利便性の向上に繋がるもの。()は直接は市町村と県にとって利便性の向上に繋がり、また間接的に住民サービスの向上に繋がるものと思います。

このようなことから、住民の理解を得ながら、独自利用の検討を行いたいと考えています。

【高村会長】

やっぱり前向きに取り組んでいった方がいいと。

【事務局】

行政コストが下がっていくというのは、なかなか実感しにくいところですが、県民にも メリットがあることだと思うので、そういう意味でも、検討していく方がいいのではない かというふうに思っています。

【松野委員】

下関市で、「住基カード」と「みらいカード」の統合というのありますね。(参考資料の13頁)これは、統合された12月から一気に増えていますね。

【濱本委員】

12月から統合しました。「みらいカード」というのは、経済産業省の事業により発行した多目的利用(証明書の発行や、公共施設の予約等)が可能なICカードで、総務省の住基カードと1つにする方法を検討していました。

「みらいカード」は、無料で約1万5,000枚交付していまして、12月から統合を始めるに当たって、従来の「みらいカード」を持ってる人については、多目的利用が出来るようにして、無料で住基カードを交付したところ、500枚超の交付という数字が出ています。この500枚のうち、新規で有料でもいいという方への交付が171枚あり、11月に比べても一気に増えています。

そうすると、必ずしも無料という理由だけで増えたわけでもない、もしかしたらPR不足だったのかなと。また、住基カードには今まで付加価値をつけてなかったものを、多目的利用が出来るようにした。この2つで、11月までは一月で100枚は出なかったものが、12月、1月、2月と100枚超という数で推移してきていますので、PRが足りなかったのかなと少し感じています。

とは言いながら、今回の多目的利用はなくてもいいよという方もいらっしゃいます。どういう方か確認したところ、税の申告とかをするために、公的個人認証の機能があればすむということで、そういう方も若干おられるというところでもあります。

一番思ってるのは、住基カードというもの、自分たちはPRしたつもりなんだけど、まだまだPRが足りなかったかなという気がしています。

【高村会長】

下関市以外で、住基カードの空き領域を利用して多目的利用に取り組もうという市町はありませんか。

【事務局】

今はありません。

また、多目的利用がないとなかなか交付枚数が伸びないということも言われています。 ですから、全国的にみて交付枚数が多い市町村は、いろいろなものに使える(多目的利 用に取り組んでいる)ということで増えています。この取り組みが進めば、交付枚数は増えていくのではと思っています。

【濱本委員】

住基カードの交付枚数の多い宮崎市は、印鑑証明書がとれたりします。

下関も、印鑑証明書についても検討していますが、住基カードは券面に情報が入ってますから、さらに印鑑証明書を利用ができるようにして大丈夫かなというところがあって、 踏み切れていません。

利便性からいくと、1つのカードに全ての機能が入ったら一番いいのですが、安全性の 面の問題もあります。

また、今検討してるのは、自動交付機で住民票がとれるようにしていますが、税関係の 証明がとれないかということ、それに広げていければと。

【高村会長】

そうすると、カードの利活用に取り組もうということも出ていたわけですから、独自利用(県条例による独自利用)も大事でしょうけども、並行して、住基カードの利用(多目的利用)についても、もっと検討の必要があるということになりますね。

【松野委員】

基本的に、住基カードの多目的利用は、市町村の努力ですか。

【事務局】

努力によるところが、大きいということです。

【市町村課長】

今、市町村が発行されているカードには、印鑑登録証明とか、いろいろなカードがあるわけです。だから、住基カードが後発になります。このような既に発行しているカードの機能をどうやって取り込んでいくか、ということになっていくと思います。

【濱本委員】

印鑑のカードとか種々のカードは磁気カードが主ですが、今はICカードに変わろうとしてます。いろんなことの転機には来ていると思います。

また、自動交付機の普及してるところは、ICカードが普及してるということで、住基カードの普及は自動交付機が置けるかどうかという、設備投資ですね、そのあたりが大きいと思います。

【松野委員】

住基カードは、ICですよね。

【事務局】

はい。住基カードはICカードです。国の住基カード利活用検討委員会でも、セキュリティが高いとか、いろいろ機能が盛り込めるということが強調されています。

今はまだ、磁気カードが主流ですが、ICカードの使用を推進するためには、いろいろな機能を盛り込んでいくという視点は、必要・重要だと思うんですね。

あとは、それこそ手間・コストの関係だけです。

【松野委員】

確かにICのカードは最近はやりですよね。「おサイフケータイ」というのも基本的にはICカードです。お金を払うのにも結構使われるし、もう一般的になってきています。

【事務局】

そうです。むしろ携帯電話の方から、そういうものが普及しつつあるというところです。 それと、スイカ(Suica) 首都圏あたりでは一般的になってきてます。今は、そのスイカが、駅で使うだけじゃなくて、コンビニで使えるとか、そんな形になってますよね。

だから、習慣というか、当たり前になってくると、ICカードの数が増えてくるだろうと思うんですね。

【松野委員】

確かに、濱本委員さんが言われたとおり、転機になってきています。磁気カードからICカードに移って、だんだん「おサイフケータイ」みたいなもので一般的にもなりつつあります。

行政が新しくカードを作るようなとき、磁気カードではなくICカードにしようというときに、新しく作るよりは、住基カードの空き領域を使った方が楽なんじゃないですかね、コスト的にも。

【事務局】

そうですね、住基カードの中にいろいろな機能を載せていく、というのが本当は一番いいだろうと思います。

それが、実際には、機能ごとに事業主体があるため、そのすり合わせがうまくいくかどうかです。

そういった意味では、こういう機能が使えますよと、もっとPRをしていって、住基カードに機能を追加していくというのが、一番コストも安くていいんだ、というようなことを認識してもらえるということが大事だと思います。

ただ、総務省の方でもPRはしていますが、行政というところで難しいところはあります。

【濱本委員】

それと、この住基カードは10年の有効期間というのがあります。10年たったらまた

作りかえないといけないですよね。また、作りかえた場合、公的個人認証が消えてしまって再度登録する必要がある。まだ便利がいいとは言えないところがあります。

【事務局】

鶏と卵の話みたいなところで、発行枚数・利用件数が多くなっていくと、作りかえる場合も、簡単にできるようになると考えられます。

発行枚数が増えれば便利になって、また使えるという、そういう良い循環をつくるということが大事なことだろう思います。

【高村会長】

この住基カードの、交付申請者の年齢層を調べていますか。

【事務局】

申し訳ございません。今、資料を持ち合わせておりません。

【濱本委員】

住基カードを持っている方については、高齢者が身分証のかわりに、例えば運転免許証をお持ちでない方は、そのかわりにという形で、また預金引き下ろしの際の証明などに利用されているようです。

総務省からポスターの配布があり、このポスターにも記載があったように、本人確認の 証明として使えます、というように。

【高村会長】

住基カードの交付枚数は伸びていますね。

【市町村課長】

伸びてはいますが、今は、住基カードがないと生活できないという状況にはなってはいません。

【事務局】

例えば何回も使うとか、多目的利用ということで、利用の機会が増えていくというようなことがあれば交付枚数も伸びてくると思います。

【高村会長】

その他、テーマにとらわれずに御意見があればどうぞ。三島先生いかがですか。

【三島委員】

セキュリティーというものに対しての努力をしているけれど、それに比べて、利活用に 結びついていない。そこが気になります。 また、県では、パスポートの申請で一番利用されているというような状況ですが、そういうものが本当に利便性に繋がっていると実感としてある、とまでは言えないのでは。

【高村会長】

セキュリティーの問題はどうですか。

【松野委員】

セキュリティーのことについては、もう話は落ちついています。

その証拠かどうかは分かりませんが、最近、情報が漏れた事件の報道がされていますが、 住基ネットにまで話が及びません。

もう、住基ネットは、セキュリティーのところは多分問題ないんじゃないかという、何となくそういう感じができてるんじゃないかと。

【事務局】

基本的には、そうだと思います。逆に言いますと、そのため、我々は地道にセキュリティー対策をやっていく必要があるということです。

セキュリティーに対する信頼があってこそ、住基ネットを利活用できる話であって、引き続きセキュリティ対策をやっていくということです。

【三島委員】

セキュリティーについては、どちらの部署が担当ですか。

【事務局】

住基ネットのセキュリティーについては、基本的に市町村課が担当しています。また、 情報関係ということで、情報企画課がありますので、情報企画課と共同してやるような形 になっています。

市町村も概ね同じように、システムを扱う課と、住民基本台帳の担当課、通常は住民課などの名称になっていますが、その2つの担当課が協力しているというような状況です。

【三島委員】

余計な心配かもしれませんが、システムについてはほとんど心配ないと思いますが、ミスをするのは人間であり、あるいはセキュリティを打破していくのも人間。そこが気になります。

【事務局】

本当におっしゃるとおりです。それがあるので、自己点検も行っているし、研修も毎年 行っています。また、監査も毎年やっていくことにしています。

【杉山委員】

県条例による(住基ネットの)独自利用ということですが、どういう事務が県にあって、 その中で、どの事務が住基ネットを利用できるのか分かりづらいので、分かるような形で 示していただきたい。

住基カードは、下関市がやっているような、多目的利用サービスに取り組まれると、サービス提供にはお金がかかってしまう。

例えば、多目的利用が出来ない住基カード、キャッシュカード、クレジットカード、免許証を持っているような場合、何を一番なくしてもいいかと思えば、住基カードをなくしてもいいと思うのが現状。

だから、例えば免許証などと一緒になればとても大事にするだろうし、使うことも多い。 そういうものが1つになっていれば、1枚で済む。ただ、セキュリティーの問題があるの で、なかなか難しいところですけど。

住基カードの発行枚数を増やして住基カードの利用を促進していくということと、住基ネットをカードなしで利用していくこと、どちらが簡単かと言えば、カードと関係のない、 住基ネットを活用していくというのも、1つのこれからの形かなと思っています。

【事務局】

今のようなお話も参考にして、その中で「こういう問題がある」、あるいは「こういう意味がある」というところを委員さんにそれぞれ提示し、その中でいろいろな意見をいただければと考えています。

【高村会長】

ほかに御意見ございませんか。

【松野委員】

もともと住基ネットは、もっと大きな、電子政府の基盤のネットワークですよね。

【事務局】

そうですね、住民基本台帳の情報というのが基本で、電子政府の基盤ネットワークであると言われてます。この情報を鍵にしているんなものに使っていくと。

【松野委員】

国の方は、住基ネットを確認のために使用したり、いろいろやろうという動きが少しトーンダウンしてるんですか。

【事務局】

本人確認での利用については、社会保険庁による「年金の現況確認」として利用され、 公的個人認証は、自動車保有手続きの電子申請や税の電子申告などで、利用が始まってい ます。

また、話は変わりますが、社会保険庁改革というものがありまして、その中で、「社会

保険カード」という、保険者本人であるということを確認する、そういうカードを作ろうとしているようです。

社会保険庁と総務省ということで、一緒にやってもらえればというのはあります。 ですから、我々、都道府県も、カードを統一、一緒にしてほしいという要望を出してい るところです。

【松野委員】

住基ネットを使わないとなると、それこそ何のために住基ネットを構築したのか、ということになりますね。

【市町村課長】

批判を浴びます。

【濱本委員】

最初は、住基カードがあれば自宅にいながら役所手続が全部できますよと、それがうたい文句だったんですけど、最近は「本人確認に使えます」となってきていますし。

【市町村課長】

県でも電子申請というのをやっていまして、例えば維新公園の利用申請などがありますが、これは住基カードと関係なく使える。無くても利用できる。

そのあたりを統一すれば、利用が増えるのでしょうが、あれはあれ、これはこれというものがあります。

【松野委員】

「おサイフケータイ」だと、カードをかざすだけでいい。そんな機能が、パソコン、ノートパソコンにも、最初から備わっているものあります。世の中そういうふうに進んでいる。そういうものが一般的になってきたら、わざわざ窓口まで行かなくてもすむというふうに、世の中は向かってきてます。

【高村会長】

いろいろ、忌憚のない意見も出ました。

住基ネットの独自利用や住基カードの多目的利用は、工夫する余地がかなりあると思いますので、知恵を絞りながら、また最初の出発点とずれては困りますので、基本ラインを守って続けていただくと、こういうことになりますね。

一応議論の方はこのあたりで。どうもありがとうございました。

【司会】

委員の皆様、お疲れさまでした。

県の条例による独自利用については、今後研究・検討し、委員の皆さんに改めて提示し

ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 どうも今日はありがとうございました。